

A43 広域医療法人とは、2以上の都道府県において病院・診療所等を有する医療法人を指す俗称です。

【解説】

あくまでも俗称であるため、社会医療法人や特定医療法人などの分類と異なり、広域医療法人という医療法人の分類はありません。

広域医療法人は、2以上の都道府県において病院・診療所等を有するため、その認可権者が通常都道府県知事ではなく、厚生労働大臣になります。これにより、事業報告書などの宛名や提出部数が通常の医療法人と異なります。